

別府議員 1001

作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 重点密集市街地以外の市街地については、
何らかの対策は講じられているのか。

答弁要旨

本市の密集市街地対策については、尼崎市密集市街地整備・改善方針に基づき重点密集市街地から優先的に取り組みを進めているところです。

しかしながら、本市は早くから市街化され全域に建築物が建ち並び、木造建築物が多いほか、住宅と危険物を扱う施設とが近接しているなど、火災に対する危険性を抱えていることから、重点密集市街地以外の市街地においても、防火地域や準防火地域の指定により、建築物の耐火性能を向上させ、火災発生時の延焼の防止に努めております。

以上

別府 議員 1002 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 市営住宅の現在の家賃の最小、最大、平均値、
入居している家賃滞納者の平均滞納月数は。

答弁要旨

市営住宅については、住宅の立地、広さ、設備等のほか、収入階層に応じて家賃を設定しております。

したがって、一律に最小、最大といった比較をすることが難しいので、現在、入居されている世帯の約8割が1番低い収入階層であるため、その階層の家賃で申し上げますと、最小は13,300円、最大は50,100円、平均は28,762円であります。

また、今年9月末時点で入居している家賃滞納者の平均滞納月数は3.3月であります。

以上

別府議員 1003

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

多頭飼育崩壊を未然に防ぐためには、早期発見、早期支援が最も重要な事だと思うが、いかがか。また、その定義・見解が内部統制されていないのではないか。

答弁要旨

多頭飼育崩壊は、動物の適正飼養に関する知識の欠如、飼い主の高齢化や経済状態等、様々な要素が絡んで発生するものであり、その未然防止に向け、早期からの取り組みは極めて重要であると認識しております。

また、11月に開催した動物愛護管理推進協議会の作業部会では、多頭飼育崩壊をはじめ動物愛護行政を進める上での、動物愛護センターの基本的な考え方をご説明したものであり、ご指摘のように9月議会でお答えした多頭飼育崩壊の定義を否定したものではありません。

以上

質問要旨 本市は、この事業にどのような形で連携・協力されているか。また、事業予算の内訳は。

答弁要旨

尼崎宝塚線(阪急立体工区)は、県施行街路事業として、事業主体である兵庫県が整備を進めている事業であります。

本市としましては、市が管理する道路や水路などが工事区間にあることから、施設管理者として、当該事業との協議・調整を行っているところであります。

なお、事業予算は27億円であり、その内訳は、工事費24億5千万円、測量等委託費1億3千万円、事務費1億2千万円であり、地方財政法第27条第1項の規定に基づき、事業主体である兵庫県に対し、事業予算の約4分の1の6億8千万円を地元負担金として負担する予定としております。

以上

質問要旨 重点密集市街地以外についても、密集市街地建物除却促進事業や隣地統合促進事業が対象とならないか。

答弁要旨

密集市街地建物除却促進事業や隣地統合促進事業は、災害時の危険性が高い密集市街地において、建物の建替えを促進し防災性の向上を図るために行っているものであり、防災街区整備地区計画区域の潮江地区をはじめ5つの地区に限定して補助を行っております。

一方、こうした地区以外においても、これらの事業は一定の効果があると認識しておりますが、補助事業の拡充については、現在の財政状況や事業実績、全市的なニーズを見据えたなかで、空家対策と連携を図りながら検討して参りたいと考えております。

以上

質問要旨 建築基準法第42条第2項に規定する道路における道路後退部分について、どのような場合に指導されるのか。また、対応する仕組みを構築することはできないか。

答弁要旨

建築基準法第42条第2項に規定する道路、いわゆる2項道路は、建て替え等をする際に、道路中心から2メートル後退することで、安全な道路空間を確保することにより建築を可能とする救済規定であります。

こうしたことから、ブロック塀、門扉及び倉庫等の容易に移動や撤去ができないものを設置されるような余程な事例については、違反事実として是正の指導を行っております。

また、2項道路の後退部分が道路として使用されることを担保する方策として、開発に係る事前協議段階において「2項道路後退プレート」の設置を指導しており、所有者本人はもちろん周辺住民にも認識されるよう努めているところでございます。

別府議員 2003 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 現在も改善されていない状況について、どのように考えているのか。

答弁要旨

ご質問の改善されない状況につきましては、所有者自身の土地に対する権利意識が強く、また当該行為に対しての罰則規定がなく、強制力を持った対応ができないことが一因であると考えておりますが、今後とも粘り強く是正指導を行い、道路空間の確保に努めてまいります。

以上

別府議員 2004 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 申請時、角地の隅切りについて過去も含めての指導は、どのように行われていますか？また、罰則規定は有りますか？

答弁要旨

隅切りの指導については、先ほどまで答弁いたしました建築基準法に基づくものではなく、昭和46年までは兵庫県建築基準条例を準用し、自家自住もそうでないものも区別なく、隅切り部分に道路空間を確保するよう指導を行っておりました。それ以降は、本市において開発の技術基準を制定し指導を行っております。

しかしながら、平成16年度までの一時期、自家自住の場合のみ、見通しの確保を最低限の条件として、隅切りの指導を行っておりましたが、不公平感があることから平成16年度以降は、隅切りの設置の必要があるものについては、自家自住もそうでないものも区別なく、設置の指導を行っております。

なお、開発の技術基準では、違反に対する罰則規定は設けておりません。

以上

質問要旨 違反を放置していると土地の価値、街の価値を下げることにならないか。今後は、どのような解決の方法を考えているのか。

答弁要旨

先ほど答弁しましたとおり、違反の事実が判明した場合は是正の指導に努めているところでございますが、現行の法令においては違反に対する罰則規定がないため是正の指導にとどまり、道路空間を確保されないことが生じております。

こうしたことは他都市においても同様な課題を有していると聞いていることから、今後は他都市と連携し、制度上の課題や有効な手立てについて研究していきたいと考えております。

以上

質問要旨

市営住宅の連帯保証人の極度額については、どのように考えているのか。

答弁要旨

民法改正により令和2年4月から、個人根保証契約においては極度額の設定が必要になります。

市営住宅の連帯保証人についても、この規定が適用されますので、来年4月の改正法施行に向けて、設定する極度額について、住宅ごとに家賃が異なることから、住宅明渡し訴訟となった場合に請求する、滞納家賃と使用損害金を含めた額の最大値を基本として、他都市の設定状況等も調査しながら、検討を進めているところでございます。

以 上

質問要旨

連帯保証人がいない市営住宅入居希望者に家賃債務保証会社を利用することは出来ないか。

利用出来なければその理由、課題はどのようなものか。

答弁要旨

家賃債務保証の業務の適正化を図るために、国において、家賃債務保証業者の登録制度を創設しております。

現在、この制度に登録している保証会社で、本市を営業管轄としている業者すべてに、市営住宅への対応の可否について問い合わせを行いました。

その結果、収入に応じて家賃が変動することや、契約解除後、明渡しに至るまでの間、近傍同種家賃の2倍の使用損害金が発生することなど、民間賃貸住宅とは異なる公営住宅の家賃制度に保証内容が対応しておらず、現時点で、本市市営住宅の連帯保証制度への適用が可能な業者はありませんでした。

以上

別府議員 2008 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

健康福祉局内での会議体とは具体的にどのような活動を行っていくのか。問題解決に向けて逐次情報共有を行うべきと考えるがどうか。

答弁要旨

この会議体は、多頭飼育崩壊の未然防止に向け、10月に設置したものであり、すでに南北保健福祉センターの保健福祉管理課や福祉相談支援課など、福祉関係部署との協議を開始しております。

会議では、所属間の具体的な連携方策や、多頭飼育問題に関する認識を共有するための研修会の実施等について協議しており、ご提案の情報共有についても、個人情報に配慮しながら、適宜行えるよう調整を進めているところです。

以上

別府議員 2009 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

保護施設に改装される設計費予算が次年度に計上されていないが、どの様なタイムスケジュールで進めるのか。また、国からの補助金申請についても進めているのか。

答弁要旨

保護施設の整備につきましては、本年8月に動物愛護管理推進協議会に協議事項として提案いたしました。

現在、委員の皆様からご意見をいただいているところであり、具体的な設計費やスケジュールをお示しすることはできませんが、保護施設の整備はかねてからの懸案事項であり、出来る限り早期に実現できるよう、新年度には整備方針を整理し、令和3年度を目途に予算化や国への補助申請に繋げていけるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上

別府議員 2010 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

このようなアンケートは本市が行うべきで、実態調査を行う予定はないのか。また、動物愛護団体へのヒアリングや実態調査を行った上で回答したのか。

答弁要旨

環境省のアンケート調査は、犬・猫等の不適正な多頭飼育への対応に関するガイドラインの作成に向け、全国の自治体が抱える課題に関する基礎情報を収集することを目的として、実施されています。

その内容は、多頭飼育対策に係る 担当局の取組 や多頭飼育者本人の詳細な状況を含む個別事例に関する調査で、本市が苦慮している状況を回答したものです。

なお、現時点において本市独自にアンケート調査を行う予定はありませんが、多頭飼育の実態を把握するため、引き続き、関係部署や愛護団体の皆様と連携する中で情報収集に努めていきたいと考えております。

以上

質問要旨 交通量が増えるのに道幅が狭いことに対して
本市はどのような見解か。バス停移設や用地買収による
拡幅など何か検討している事は有るか。

答弁要旨

本市における尼崎宝塚線は、国道 43 号以北においては、阪急立体交差部など一部区間を除いて、旧の道路構造令に基づき、2.5mの自転車歩行者道を両側に設け、全体幅員18mで整備されております。

阪急立体交差部におきましては、拡幅のための用地にも余裕があることから、現行の道路構造令に基づき3.5mの自転車歩行者道を両側に設け全体幅員21mで整備することとしております。

尼崎宝塚線の整備は長期に渡っていることから、道路構造令の改定に伴い歩道部の幅員に違いがございますが、市としては全線において安全性は確保できているものと考えており、バス停の移設や用地買収による拡幅を行う予定はございません。

以上

質問要旨 この事業について、本市は近隣住民へのヒアリングは行っていないのか。北側・南側側道を東西に抜ける歩行者・自転車専用通路を設置検討する考えはないか。出来ない場合の理由と課題は。

答弁要旨

尼崎宝塚線(阪急立体工区)の事業主体は兵庫県であることから、直接、本市では近隣住民に対しヒアリングは行っておりませんが、兵庫県が開催する地元説明会での本市に関するご意見については、情報共有することとしております。

議員のご質問にある阪急電鉄の北側・南側で尼崎宝塚線を東西に抜ける歩行者・自転車専用通路の設置要望につきましては、過去より市民の方から本市に要望があるとともに、この度の兵庫県主催の地元説明会でも要望があったことは兵庫県を通じ本市も把握しております。

このため、本事業の施行に伴い阪急電鉄北側・南側の通路の設置につきましては、兵庫県とともに検討を進めてまいります。

以上

質問要旨 大庄武庫線の踏切設置に係る阪急電鉄との話し合いの進捗状況は。尼崎宝塚線の交通緩和にもなると思うがどうか。

答弁要旨

大庄武庫線の踏切設置につきましては、武庫地域の南北交通の円滑化に寄与するものと考えますが、昨年の4月に地元から要望書をいただいて以降、まずは、危険な踏切をなくし、利用者の安全性を早期に向上させる対策案を阪急電鉄と互いに連携し、検討しているところでございます。

その取組の一つとして、武庫之荘西踏切では、新たに迂回看板を設置するための協定締結に向け、阪急電鉄と協議、調整^を進めているところでございます。

今後も引き続き、地域全体での移動の安全性向上、ならびに踏切の安全対策について、地元の皆様をはじめ、阪急電鉄や関係機関との協議、検討を進めてまいります。

以上